

山東民報

9月
市議会
報告

米原市の生活保護行政を問う 不正とみなされた生活保護費

TPPの国会批准反対の請願で賛成討論

藤田議員の一般質問

生活保護行政の実態は どうなっているのか

生活保護をめぐる状況は、国会での生活保護受給者に対するバッシングから厳しさを増しています。生活保護費が削減され、一方では生活保護の適正化という名目で、調査権限を強化し、一方的に不正受給として、生活保護費の返還が全国的に行われています。これらの生活保護行政が米原市において、どのように運用されているのか、質問します。

問、平成27年度定期監査報告によりますと、平成25年度末の生活保護費返還金未収額は31件、4人、30万円程度だったものが平成26年度末には1,053件、35人、約1千5百万円に大きく膨らんでいます。平成26年度急激に

増えた理由は。

答、以前は、納期限が経過した債権のみを計上しておりました。平成26年度からは、納期限にかかわらず当該年度における全債権を計上しております。

生活保護返還金の内訳は

問、生活保護費の返還金については、生活保護法63条（窮迫の事情）の返還と78条（不正な手段で保護費受給）の返還がありますが、平成26年度の生活保護費の返還金について適用条文別の内訳は。

答、平成26年度中に法63条返還を決定したのが11件、法78条徴収を決定したのが18件でした。

不服申立等の説明は十分か

問、私が相談を受けたケースでは、不服審査請求がされましたが、そのような手続きについて十分な説明がなされてますか。また返還金が生活保護費から強制的に天引きされるケースがありますが、十分理解されていますか。

答、不服審査請求手続きについては、「保護のしおり」等の活用により、権利と義務をお知らせしています。また、法第78条徴収の生活保護費からの天引きについては、受給者本人の理解を得ながらすすめています。

なぜ生活保護費不正受給は取消されたのか

問、私の相談を受けたケースの場合は、主には高校生の方のアルバイトをめぐって、2件の不服審査の申立を米原市長にされています。平成27年3月の返還金については、米原市長の採決の結果は生活保護法78条の生活保護返還請求について取消すという採決がなされたという聞いています。

答、不服審査案件については、個別の相談事案でありますので、具体的な発言は差し控えさせていただきます。

問、米原市長によって生活保護法78条の取り消しという採決がされた理由について、簡潔に説明ください。

い。

答、具体的な発言は差し控えていただきます。

問、このような事案から、福祉事務所としてどのような教訓を導きだすべきだと考えておられますか。

答、不正受給は、厳正な対応が必要と考えています。福祉事務所の決定に納得がいかない場合は、3か月以内に審査請求を行うことができませんが、納得をいただけるよう丁寧な説明をしています。

不正受給は重大な判断 しつかりとした対応を

問、生活保護法78条の適用は重大な判断を要するものと解釈されています。78

日頃のご支援ありがとうございます。



米原市市会議員
藤田正雄
55-1128
<http://www.jcp-mabarashigidan.com/>

条の返還を決定されたケースについて内容を点検される考えはありませんか。答、行政処分ですので、見直しは考えておりません。

信頼できるケースワーカーの育成をはかろう

問、多くの生活保護を受給する市民は、ギリギリの生活の中で暮らしており、

ケースワーカーの指導についても信頼関係で成り立っており、憲法で保障された、健康で文化的な最低限度生活を保障し自立を促してくれるものと信頼している。そのケースワーカーが、すべての生活保護受給者を「不正受給」の対象者としてあつかえば、相互の信頼関係は無くなると考えられる。米原市の場合、ケースワーカーは短期で交代される場合が多いと聞いている。専門職との役割、憲法を基礎とした研修の重要性、市民目線での対

応など必要と考えるが。今後のケースワーカーの育成についてどのように考えるのか。

答、ケースワーカーの育成については、社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格を取得し、専門職として常に研鑽に努めています。

藤田議員のTPP 請願の賛成討論

安倍首相は26日の臨時国会の所信表明演説で、「TPPの早期発効を大きなチャンスとして1兆円目標の早期達成を目指す」として、バラ色の農林水産業”を描きました。しかし、TPPの本質は、巨大多国籍企業の利潤追求のため、関税を撤廃し、食の安全、医療、保険・共済制度など、あらゆる分野での「非関税障壁」と言われるものを取り払い、巨大多国籍企業のもうけのために、国内産業・雇用を犠牲にしてもかま

われないというものです。批判は、日本の農業者や国民だけではなく、協定参加国の国内でも広がっています。特に、アメリカの大統領選において、民主・共和両候補とも、TPPに反対の意思を示しています。このままいけば漂流状態となることは自明です。またこの国会においても、輸入米の販売価格の偽装が明らかにされたり、協定書の誤訳が多数あることが発表されています。また一方では政府与党は強行採決も辞さないとの発言もさ

れており、安倍政権の暴走は明らかとなつています。本当にこのような時期にTPPの批准と関連法案の成立を強行しているのか。しっかりと立ち止まって考えることが必要だと考えます。この協定は圧倒的貿易比率を占めるアメリカと日本が批准しなければ、TPPは成立しません。このような状況で日本が先陣を切って、批准する理由はありません。テレビで、「TPP」に固執することによって、逆に日本が取り残されるのではないかと

議員名	会派名	TPP請願
太田幸代	日本共産党議員団	○
清水隆徳	日本共産党議員団	○
藤田正雄	日本共産党議員団	○
今中力松	政策研究会マイバラ	×
澤井明美	政策研究会マイバラ	×
竹中健一	政策研究会マイバラ	×
中川雅史	政策研究会マイバラ	×
堀江一三	政策研究会マイバラ	×
山本克巳	政策研究会マイバラ	×
吉田周一郎	政策研究会マイバラ	×
音居友三	創政クラブ	×
北村喜代隆	創政クラブ	×
中川松雄	創政クラブ	×
前川明	創政クラブ	×
松宮信幸	創政クラブ	×
的場收治	創政クラブ	×
北村喜代信	清風クラブ	×
滝本善之	清風クラブ	×
鏑田明	清風クラブ	×
松崎淳	無会派	×
結果		不採択

雑感

のコメントがなされていきました。是非とも国会での批准阻止を強く求めたいと思います。

9月議会も、総務教育常任委員会が開催できませんでした。松崎委員長は倫理審査会で役職辞任を求められ、更に常任委員会での不信任の議決がなされても委員長にイシがみついていた。あれこれの理由を述べていますが、市民を愚弄する「ブログ」はそのまますト上にあり、反省している姿勢は見られません。今回、全員協議会で常任委員の改選を、1年（本来は2年）に短縮する合意がなされ、12月から正常化される見込みです。

来年2月の市長選をめぐって、議会最終日に現市長が立候補宣言を行いました。一部の新聞で松崎市議が立候補を検討している記事が掲載されました。確か彼は、以前県議会選挙でブログで立候補すると書き、エープリルフルでしたと、取り消した張本人です。議員まして首長を目指すものに必要な政治家としての「倫理観」は備わっているのか。甚だ疑問です。今までの、ブログ等での発言を取り消し、市民に謝罪が前提です。